



令和8年 死亡災害ゼロ・ アンダー210いが推進運動

【実施期間:令和8年1月1日～12月31日】

推進運動標語

あせるな

いそぐな

おこたるな

伊賀労働基準監督署では、管内における死亡災害の撲滅と1年間の休業4日以上死傷者数210人未満を目指して、三重労働局が展開する「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」と連動し、「死亡災害ゼロ・アンダー210いが推進運動(アンダー210いが)」を展開します。

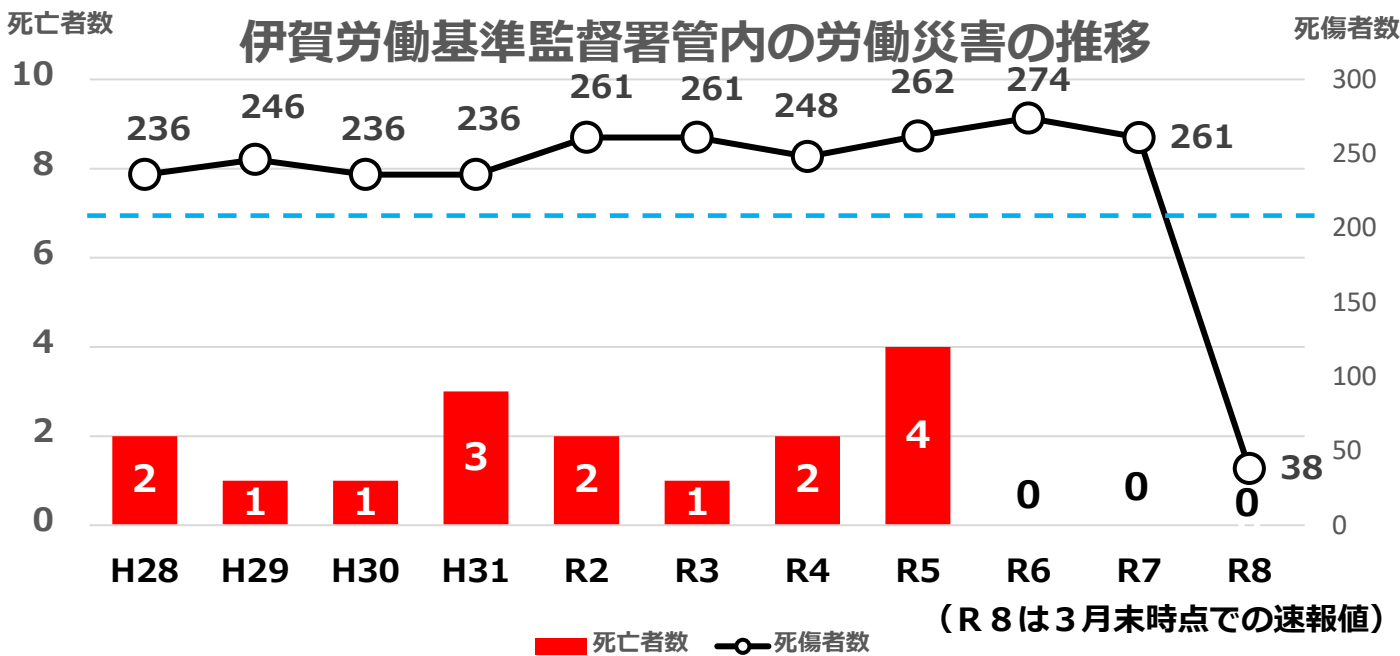
～重点災害～

- 行動災害
(転倒、動作の反動・無理な動作)
- 機械災害
(はさまれ・巻き込まれ、
切れ・こすれ災害)
- 墜落・転落災害
- 高年齢労働者の労働災害

～重点業種～

- 製造業
- 建設業
- 道路貨物運送業
- 小売業
- 社会福祉施設

労働災害防止のための基本ルールを守り、「安全衛生行動」を確実に実行しましょう。



【主な行事等のご案内】

- ◆ 令和8年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会」の開催【R8.7.1開催予定】
- ◆ 無災害123トライアル【実施期間(予定):R8.8.1~R8.12.1】

伊賀署
特設ページ



【行動災害防止対策】(転倒・腰痛等)

- 作業場、通路等の「段差」・「継ぎ目」等の解消
- 「照度」の確保、「手すり」・「滑り止め」等の設置
- 危険個所の「見える化」
- 「機械化」・「補助具」等の使用による腰痛予防



【機械災害防止対策】

- 「リスクアセスメント」の実施、リスク低減措置(機械設備の安全化、作業方法の改善等)
- そうじ、点検、異常処置時等の「機械の停止」
- 「カバー、安全装置」の使用、有効保持



【墜落・転落災害防止対策】

- 「足場」や「屋根」等からの墜落・転落災害防止
- 「脚立」や「はしご」「階段」からの墜落・転落防止
- 「トラックの荷台」からの墜落・転落災害防止



【高年齢労働者の労働災害防止】

- 身体機能を補う設備・装置の導入
- 「転倒リスク等セルフチェック」等の体力チェックの実施を通じた労働者自身の気づき
- 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- 丁寧な安全衛生教育の実施

体 力
チエック



R8.4.1~高年齢労働者の安全衛生対策が努力義務化

- 【製 造 業】 ◆ 機械設備等へのはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止
- 【建 設 業】 ◆ 墜落・転落災害防止(リスクアセスメントの実施、リスク低減)
- 【道路貨物運送業】 ◆ 墜落・転落災害防止(荷役作業の安全対策ガイドライン等に基づく作業)
- 【小 売 業・
社会福祉施設】 ◆ 転倒・腰痛等の行動災害防止
(安全推進者の配置等に係るガイドライン)



安全衛生
キーワード